

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年11月26日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.170】

松崎氏が革マル派最高幹部と信じることに相当の理由あり！

前号では、松崎明東労組元会長が原告の「週刊現代裁判」の判決などを検証した。引き続き、東京地裁・一審判決（2009年10月26日）の内容について詳しく検証を進めたい。

まず、判決では、判断の前提として「民事上の名誉毀損に当たる行為についても、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合には、当該事実の重要な部分が真実であることの証明があれば、その行為には違法性がなく、また、その証明がなくても、行為者において当該事実の重要な部分を真実と信じるについて相当の理由があるときは、その行為には故意又は過失がないと解すべきである」との見解を述べたうえで、「原告は革マル派最高幹部である」と真実と信じたことについて、以下の通り、その理由を示している（「No.64」参照）。

原告(注:松崎氏)は、革マル派の基となった組織の創設者の1人であり、革マル派が結成されたときは、理論的指導者であり、議長に次ぐ副議長の地位に就いた者であったこと、被告西岡は、警察庁幹部及び警視庁幹部から、原告が未だに革マル派の最高幹部であるとの説明を受けたこと、被告西岡が警察庁幹部から提供を受けた資料には、平成8年8月10日の革マル派の非公然アジトの摘発の押収品から、原告が現在も革マル派において黒田に次ぐ最高幹部として組織内では絶大な権限を有しているとの記載があること、資料の記載内容が歴代の警察庁警備局長の国会答弁、国会議員の質問趣意書とこれに対する内閣の答弁書と矛盾しないことが確認できたこと、原告は、昭和61年のインタビューの際には、動労が貨物安定宣言を出した昭和53年10月以前に革マル派との関係が切れていたと語ったものの、平成4年発行の著書において、昭和53年に上記宣言が行われたときにはまだ革マル派だったと思うとの記載をし、平成6年のインタビューにおいて、何年に革マル派を辞めたかは、わからないと答えるなど、革マル派を辞めた時期について矛盾するともとれる発言をしているところ、これらの著書、発言を被告西岡が確認し、分析していたと認められることを考慮すると、被告らが上記資料に基づき、原告が革マル派最高幹部であると信じたことについては、相当の理由があるものというべきである。

原告は、本件記事当時、原告は革マル派最高幹部ではなかった旨主張し、上記の主張に沿う供述をするけれども、上記供述は、上記相当性に関する判断を左右するものとは認め難い。以上によれば、被告らの故意又は過失は否定されることとなるから、本件記事による不法行為は成立しない。

JR総連にとって「勝利判決」とはかけ離れた判決の内容！

JR総連・東労組は、記者会見等でも自らに都合の悪い内容については明らかにしていかないが、判決を読めば読むほど、彼らにとって「勝利判決」とはかけ離れた内容であることがわかる。そして、控訴審判決もこの一審の判断を認め、さらに以下の通り述べてダメを押している。松崎氏が革マル派最高幹部と信じることの真実相当性について、もはや裁判判例は確定したとみてよいだろう。

一審原告(注:松崎氏)は、本件記事が執筆、連載されたころ、革マル派とは関係していなかったから、本件記事は虚偽であると主張する。...(中略)... また、一審原告が革マル派の最高幹部でないとか、革マル派とは関係していなかったとか認められるような証拠もない。したがって、一審原告の主張は採用することができない。